

## 第2回内閣府政策会議（概要）

- 日 時：平成21年10月29日（火）15:35～16:27
- 場 所：中央合同庁舎4号館220会議室
- 出席者：古川副大臣、大島副大臣、大塚副大臣、津村政務官、田村政務官、泉政務官
- 議 題：
  - ・平成22年度税制改正要望（内閣府本府～NPO、PFI、沖縄、防災）
  - ・行政刷新会議（事業仕分け）
  - ・月例経済報告（平成21年10月16日公表分）

### 1. 会議冒頭あいさつ

（大島副大臣）内閣府の業務は非常に多岐にわたっているが、今日は税制要望を中心に皆さんの御意見をいただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

（田中衆議院内閣委員長）内閣委員会は7大臣を相手にしているので、皆さん方の関心も高く、皆さんからの御理解をいただくためにも、できるだけ無駄のないようにしていきたいと思っているので、活発な御意見をいただきたい。国会会期中ということもあり、本政策会議について定例会その他を含めて御検討いただけるようお願いをしていきたい。

### 2. 大島副大臣から、税制改正要望について説明。[資料：平成22年度税制改正要望（総括表）]

泉政務官から、行政刷新会議について説明。

津村政務官から、月例経済報告（平成21年10月16日公表分）について説明。[資料：月例経済報告（平成21年10月）]

### 3. 出席議員からの主な発言

（首藤信彦議員）（認定特定非営利活動法人制度について）ここで支援対象とされているのは、市民活動と言っても、大規模なNPOで、事実上財団法人、社団法人、企業等と変わらないところに対する優遇措置となっている。この不況の中で、個人や市民が本当に社会を支える活動に対するサポートとはなっていない。抜本的な税制改革が必要。

（後藤祐一議員）NPO税制は、事業性のあるNPO法人がきちんと認定を受けられるような構造にする必要がある。また、所得税の税額控除を創設していただきたい。更に、寄付金控除に関し、繰越控除の制度の創設やサラリーマンの年末調整にも適用をお願いしたい。地方税でも同じ措置がとれないか御検討いただきたい。

もう一つは、第1回目の申請時に提出書類を暫定的に2年分出せばいいとされているが、来年3月で終了し、5年分となってしまふ。恒久的に2年分としていただきたい。

規定された書類を提出すれば確実に受け付けられることを明確化していただくことや審査期間が非常に長くなっていることから、4か月程度できちんと答えを出すという運用をしっかりと徹底していただきたい。

(福島伸享議員) 22年度の税制改正要求について、時間が限られていることから、前の制度でやらなければならないと仕方がない部分はあるが、市民活動の促進について、根本的な制度改正の何を検討していて、その前段階としてここなんだということをつちりとアピールできるようなやり方で是非公表していただきたい。

(玉木雄一郎議員) 準則主義となった新しい公益法人制度と、とりあえず暫定的に始まったNPO法人制度を、ある程度大きな制度として、包括して新しい市民活動を支えるような法体系、税体系を是非内閣府主導でつくりあげていただきたい。

(姫井由美子議員) 認定NPOが増えていない原因を改めること、(初回申請時における実績判定期間に係る)特例として2年間とする措置をそのまま続けること、NPO団体の皆様の意見を聞く機会をもつこと、をお願いしたい。

(大泉ひろこ議員) 内閣府の問題だけではないが、税制の大方針が要るのではないか。それは政府税調でやるのか、内閣府でお考えになるのか。

(大島副大臣) 認定NPO法人と公益社団とか公益財団の在り方、その税制をどうするかという問題は、今回はまだ間に合っていない。今後詰めていかなければいけない問題設定として受け止めさせていただきたい。もう一つ、初回申請の実績の判定期間に係る特例が今年で切れてしまうから伸ばしてほしいとする議論、認定NPO法人を取得するために膨大な事務作業が発生している点については、今回の政府税調の方に一応要望する前提で考えさせてほしい。皆さんの御協力も必要なので、よろしく願いしたい。

(那谷屋正義参議院災害対策特別委員会筆頭理事) 地震は日本のどこで起こるかわからないので、地震防災対策用資産の取得に関する特例措置について、特定地域だけではなく、日本全国を当てはめていく必要があるのではないか。

(網屋信介議員) 沖縄におけるガソリン税に係る軽減措置に関して、地理的に離島があっても政治に離島があってはいけない。鹿児島を含め幾つかのところに小さい離島があるが、そこでは所得が少ない中でコストがかかっている、その辺の考慮を広範囲にお考えいただきたい。

(谷岡郁子議員) 沖縄大学院大学に関する寄附の問題について、損金参入限度額の算定に当たって、資本金等の0.25%を沖縄に当てはめた場合、1万円の限度額以上になる会社が一体幾つあるのだろうかと思ってしまう。資本金額の0.25%などという数字はほとんど無意味で、実態に合わせた形で考えていただけるとありがたい。

(市村浩一郎衆議院災害対策特別委員会筆頭理事) 民主党では特定非営利活動法人をNPO法人とは言っていない。特定非営利活動法人は特定非営利活動法人であり、いわゆる新しい公共を担うものについては、実は公益法人もNPOだという概念で議論しようと言ってきているので、その辺を間違えないようにお願いしたい。

(以上)